

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6 月 13 日現在

機関番号：32103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01888

研究課題名(和文) 中国共産党の支配体制と人民代表大会選挙制度 - 2016年選挙の実証研究

研究課題名(英文) The Election system of the People's Congress under NAKAOKA the Rule of Chinese Communist Party

研究代表者

中岡 まり (NAKAOKA, Mari)

常磐大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：80364488

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：文献調査を中心とし、主に選挙における贈収賄による票の売買に関する研究を行った。遼寧省の全人大代表と湖南省衡陽市という下位の行政レベルの類似した事例を合わせて検討すると、買収の対象となる議席の枠が行政レベルによって変化していることが分かった。全人大レベルでは企業家枠のみが買収の対象となり、党政幹部枠はわずかしが買収されていない。しかし、衡陽市のケースでは企業家枠のみならず市・区レベルの党政幹部枠も買収の対象となっており、「買うことができる議席」となっている。これは資本の力が党の指導よりも有効に作用する領域が下位レベルで拡大していることを示している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果は、中国の間接選挙及び直接選挙における具体的な贈収賄の状況について明らかにした。のみならず、贈収賄の対象を詳細に調べることで、行政レベルによって贈収賄の対象となる議席の種類が異なることを明らかにした。共産党の一党独裁下の選挙においては本来は選挙結果は共産党の設計通りにならねばならない。しかし、研究結果は、行政レベルが下位になるほどに、選挙結果に対する共産党の設計が、金銭や企業家の利益のためのみならず、党政各部署の利益のために崩されていることを明らかにしている。これは、共産党の支配に変化が生じていることを示唆している。

研究成果の概要(英文)：I did research on the buying and selling of votes by bribery in election mainly on literature investigation. A similar case of different administrative levels, such as representatives of Liaoning Province's People's Congress and Hengyang City People's Congress (Hunan Province), was examined together, and it turned out that the frame of seats to be acquired is changing with the administrative level. At the representatives of National People's Congress in Liaoning Province's People's Congress, only entrepreneurship is subject to acquisition, and party leadership is only slightly acquired. However, in the case of Hengyang City, not only entrepreneurship but also party and government officials at city and district level have been acquired.

It is an object, and it is "a seat that can be bought". This indicates that the area in which the power of capital works more effectively than the Chinese Communist Party's guidance is expanding at a lower administration level in China.

研究分野：現代中国政治

キーワード：地域研究 政治 選挙研究

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

【権威主義体制下での選挙及び選挙研究の停滞】中国における人民代表大会（以下、人大と略す）直接選挙をめぐる状況は停滞状態にあり、法改正を重ねるものの実施に際しては候補者の選定や選挙民の資格に関して政治参加は制限されている。このため、民主化の進展による体制移行を期待する米国での研究は、選挙などの正規の政治参加の研究よりも、集団抗議（Yongsun Cai；2010）や法による抗争（O'Brien&Li;2006）などの非正規の政治参加研究を志向し始めた。他方中国では、選挙民主よりも懇談会や政治協商会議を通じた協商民主の可能性に関する研究が推奨され（鄭言；2014）、選挙民主の研究は後退していた。

しかし、権威主義体制の政権がどのように選挙を扱うのかは、権威主義体制下での法的正当性の確立の重要性を測る指標にもなり、権威主義体制の安定と存続に大きな影響を与える点で重要である。例えば 21 世紀に入り旧共産圏諸国で起こったカラー革命はいずれも選挙がきっかけとなり政権交代が起こった。また、近年では香港の行政長官候補者を全国人民代表大会（以下、全人大と略す）の決定により制限したことが香港市民の反発を招き、デモが起こった。これまで、中岡が明らかにしてきたように、共産党は、地方人大の直接選挙において、共産党に反対する可能性のある立候補者を排除し、体制内のエリートを人民代表として又選挙民として優遇することで勝利を収め、支配の正統性を維持することに成功してきた。しかし、この方法には問題点も多い。

選挙という正規の利益表出の経路から疎外された体制外の人々は、土地収用に関する暴動や陳情、少数民族によるテロなどの暴力を伴う非正規の政治参加に訴えるより他ない。近年、SNS などの普及により、それらを通じた利益集約やある程度の政治的主張を共有する者たちの連帯は可能となったが、同時に SNS グループに対する監視も強化されている。このように、体制外の不満分子の利益を正規の政治参加から排除し続けることは政権の安定に対して高いリスクを伴うものである。1990 年代の東欧の例が示すように安易な政治参加の拡大は政権の崩壊を招くリスクがあるが、他方で強権的な政治参加の抑制もまた民意を吸収する機会を自ら遠ざけることになり、政権を不安定にする。このため、選挙における自由化のさじ加減は繊細かつ重大問題だが、習近平体制下では強権的な政治参加の抑制に比重がかかっている。だが、多様化する利益を抱える中国社会が、いつまでもこのやり方を甘受し続けるかは疑問であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、選挙活動を通じた中国社会における公共空間の変化と、それに伴う中国共産党の権威主義体制の変容の可能性について明らかにすることである。具体的には、2016 年に行われる選挙を研究対象として、正規の政治参加の拡大や抑制と非正規の政治参加の相互作用までを視野に入れて、中国における政治参加の様相と共産党政権の統治の変容の可能性を探ることを目的としていた。

3. 研究の方法

【計画】当初、研究の方法は以下のように予定していた。2016 年秋の選挙実施に向け、2015 年は選挙法及び各地方での選挙実施細則の改正に関する議論が始まる。そこで、全人大常委会の選挙法改正に関する懇談会にしばしば参加する研究者らにインタビューを行い、選挙法の改正点や選挙実施細則の改正により予想される変化について情報収集を行う。同時に、立候補者の動向に詳しい研究者からも立候補者と基層党組織の対応に関する情報を得る。2011 年選挙において立候補した研究者にもインタビューし、落選後の立候補者の活動について情報を得ることにより、公共空間の現状把握に努める。2016 年 3 月には選挙法の改正点が公布され、これに従い夏までに北京市での選挙実施細則が改正される。2016 年度は前年に引き続き、改正された方と実施細則に関する議論について資料収集を行う。2017 年度はデータ分析と分析の妥当性について小規模な研究会で検討を行い、2018 年度に学会報告と国際ワークショップを開催し、研究を総括したうえで報告書を作成する。

【実施】しかし、習近平政権による締め付けにより、2015 年に調査を開始すると、中国での人代選挙研究をめぐる環境は非常に悪化し、研究者に対する監視などが厳しくなった。2015 年 8 月に北京で複数の研究者と会い、選挙法の改正や、SNS（WeChat）を利用した選挙活動の展開などについて、情報収集を行った。2016 年は選挙実施前の夏に再び北京で複数の研究者を会い、情報収集を行った。しかしこの頃から、研究パートナーとなる複数の研究者に対して、当局から「調査」と称して圧力がかかり、11 月の選挙の投票現場などを見ることは不可能となった。そしてその後、連絡を取ることも控えるよう、中国側研究者から要請があり、直接連絡を取ることは避けるようになった。このため、2016 年選挙の際のアンケート調査は中国側研究者により予定通りに行われたが、このデータの譲渡に関しては先方が危険と判断し、棚上げされることになった。このため、アンケート調査を基にした研究はいったん諦め、文献調査を基にした選挙研究を進めることにした。投票行動に関する文献資料は公開されておらず、入手することは困難であったため、報道などの資料が公開されていた人代選挙における贈収賄による議席の不正な獲得について、研究を進めた。2017 年に贈収賄による議席の売買に関する学会報告と研究会での報告を行った。2018 年夏前に、中国側研究者と連絡を取れるようになり、秋に日本に招聘し、彼らが行ったアンケート調査を基にした研究に関する報告を行っていただいた。これを機に、中国側との交流が復活し、アンケート調査のデータの譲渡の話が進展し、入手し

た。今後は、入手したデータを整理・分析し、論文として発表する予定である。

4. 研究成果

【背景と先行研究】

就任以来、習近平政権は反腐敗闘争に取り組み、その成果の一環として、選挙における買収と政治的ポストの買収の摘発が多く報じられている。なかでも近年、選挙における買収当選(賄選)としては、遼寧省人大が選出した全人大代表について、規模と金額が大きかったために大々的に取り上げられている。

買収当選に関する研究の多くは、これを企業家の党・政治への接近を示すものであるとして、原因として政商関係の変化(馬亮(2016)「中国人大代表賄選与政企関係陥阱」、米博華(2016)「拉票賄選凸顯政商關係變異」)、法律や選挙管理制度及び監察制度の不備を指摘した上で、改善策を示すもの(李月軍(2014)「理性選択制度主義視覚下的“衡陽賄選省人大代表案”」、王連花(2014)「從衡陽賄選看地方人大選舉制度的改革与完善」)が大半を占める。

【おおよその結論】

中国での選挙の機能には、党の支配の正統性の強化、統治能力の向上という側面もある。人大選挙にあたっては、共産党は予め業界や職業、社会的身分、性別、民族、宗教などに応じて議席配分の設計図を描いている。選挙の結果、これを予定通り実現することが、党の支配の正統性の強化にもつながるのである。そこで行政レベル別に買収された議席の構成を検証すると、特に下位の行政レベルである市においては上位の省レベルよりも、買収された議席数が多く、その種類も企業家に割り当てられる議席のみならず、党政機関に割り当てられる議席にまで及んでいることが明らかになった。これは、金銭により党の支配領域を侵食するのが、先行研究が指摘するような私営企業家などの党外勢力だけではないこと、政府内の各部局、国有企業も金銭を用いて党の指導による序列を崩そうとしていることを意味する。議席の配分は共産党の権力の源泉の一つであるが、それが、下級行政レベルにおいては、党政府内部からも揺るがされていることを示している。

【選挙不正を行いやすい背景】

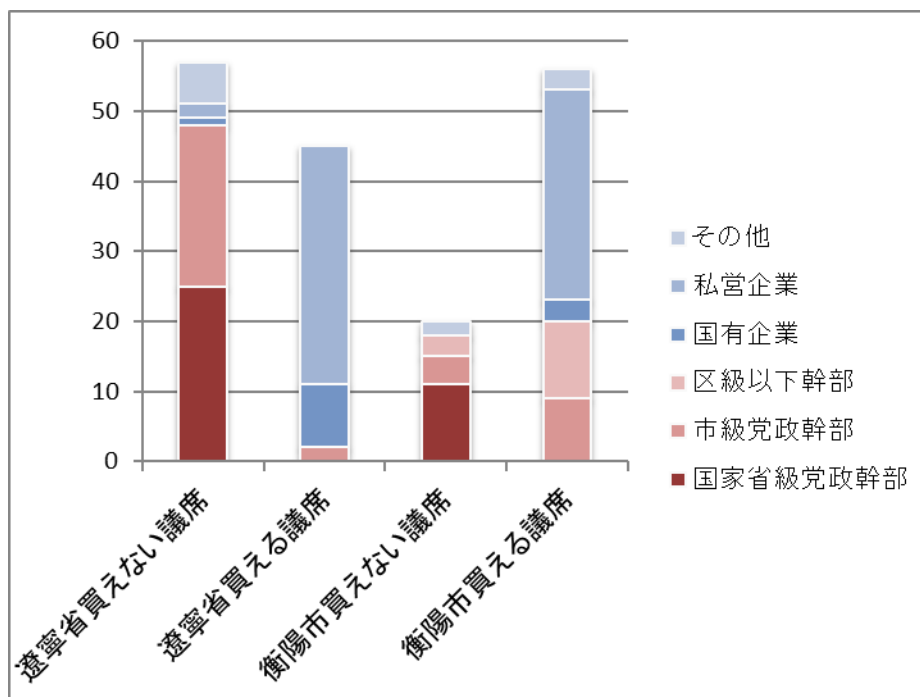
中国の人大間接選挙は、その特徴から選挙不正を行いやすい状態にある。第一に「選挙不正」と認定される範囲が狭いこと、第二に間接選挙が多いため、票の買収がしやすい、第三に次期当選を目指して代表活動に熱心に取り組むより、間接投票における投票者への贈賄をする方が、効率が良い、ということがあげられる。

【湖南省衡陽市の例】

衡陽市の案件の特徴は、市レベル・区レベルの党政幹部による買収が行われ、その買収資金が所属単位や部署から捻出されたこと、市の局長レベルが不正に買収されたことである。これは、統制機関の各部署へのポスト配分においては、上位級党組織の力よりも金銭の力が有効に働くと考えられていることを意味する。つまり、権力の分配において党の支配よりも資本が有効に働く領域が党政機関にまで及んでいるということである。

【遼寧省の例】

遼寧省では、私営企業家、国営企業経営者、以前にも贈賄容疑があったものなどが贈賄により議席を得ていた。利益をかなえるために贈賄を行うことが当然とする風潮もあった。不正に得られた議席の割合は、衡陽市選出の湖南省人大代表よりも少ないとはいえ、全議席の45%が買収されたことは選挙自体を破壊するものといえた。



政幹部枠はわずかしが買収されていない。しかし、衡陽市のケースでは企業家枠のみならず市・区レベルの党政幹部枠も買収の対象となっており、「買うことができる議席」となっている。通常、人大選挙においては代表の構成比はあらかじめ設定されており、これを遵守させることが人民及び体制内エリートに対する党の権力の源泉となっている。しかし、遼寧省、衡陽市人大の買収選挙の事例は、党の指導よりも金を主とする個人や集団のエゴが有効に作用する領域が下位レベルで拡大していることを示している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. 中岡まり「人民代表大会直接選挙に見る中国共産党の適応能力 - 独立候補への対応を例に」『常盤国際紀要』第 19 号 (2015 年) 99~118 頁。 < 査読あり >

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 中岡まり「人民代表大会選挙と代表活動に見る共産党の強靱性と脆弱性 - 2014 年西安市と湖北省十堰市郟県におけるアンケート調査から」、シンポジウム「中南海サバイバル戦略の再検討」, 科研費・基盤研究 (A) 「中国共産党に関する政治社会学的実証研究」(研究代表者: 菱田雅晴法政大学法学部教授) 主催 (2015 年 2 月 15 日)

2. 中岡まり「人大選挙と代表活動に見る党の強靱性と脆弱性」, 2015 年度人間文化研究機構 (NIHU) 現代中国地域研究拠点・国際シンポジウム (2016 年 2 月 21 日)

3. 中岡まり「選挙における買収当選と中国共産党の支配 - 買える議席と買えない議席」, 2017 年アジア政経学会秋季大会、富山大学、(2017 年 10 月 21 日)

〔図書〕(計 4 件)

1. 中岡まり「政治参加」, 高橋伸夫編著『現代中国政治研究ハンドブック』, 慶應義塾大学出版会、2015 年 7 月、117-139 頁。

2. 中岡まり「権威主義的「議会」の限界」, 深町英夫編『中国議会 100 年史 - 誰が誰を代表してきたのか』, 東京大学出版会、2015 年、225-245 頁。

3. 中岡まり「「協商民主」と地域社会 協商民主に探る新たな公共性創出の可能性」, 小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力 - その歴史と現在』, 慶應義塾大学出版会、2017 年。

4. 中岡まり「地方行政機関」「立法機関」「変化する県人代選挙」, 川島真・小嶋華津子編著『よく分かる現代中国』, ミネルヴァ書房、2019 年刊行予定。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。